

# 県政 Q & A

## Question & Answer

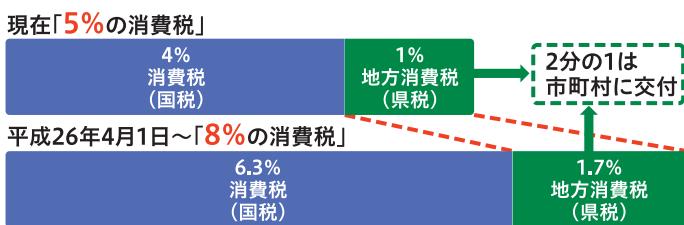
県民の皆さまからいただいた『ご意見』や『ご質問』と  
県から『お答えした内容』をご紹介します。

**消費税率が8%に引き上げますが、  
詳しく教えてください。**

平成26年4月より、消費税(国税)は4%から6.3%に、地方消費税(県税)は1%から1.7%に引上げとなり、合計8%となります。なお、3%の引上げによる增收分は社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

**地方消費税って何ですか?**

国税である消費税と同様に、事業として行った商品の販売、サービスの提供等に対して課税される県の税金です。現在「5%の消費税」といっているものは、消費税(国税)の4%分と地方消費税(県税)の1%分を合計したものを感じています。奈良県内でお買い物やお食事をすれば、その分の地方消費税は奈良県の収入となり、そのうち半分は市町村に交付されます。地方消費税は医療・福祉・教育などの財源となり、私たちの身近な暮らしに役立てられます。



**奈良県の地方消費税収はどうのような状況なのでしょうか。**

平成24年度決算において、奈良県の人口1人当たりの清算後的地方消費税収入額は全国第46位となっています。この理由として、奈良県は大都市圏に近接していることや、県外通勤者が多いことから、県外に消費が流出しているためだと考えられています。

県内消費が増えることは、住みよい奈良県づくりにつながります。  
お買い物・お食事は県内でお願いします。



個人住民税とは、毎年1月1日現在で、県内に住所がある人、県内に事務所、事業所または家屋敷があり、その所在する市町村に住所のない人に納めていただくものです。

平成26年度の納付額は、均等割が5,500円(県税2,000円(森林環境税500円含む)、市町村民税3,500円)、所得割が10%(県民税4%、市町村民税6%)です。

**A-4 Q-4 個人住民税の均等割額が引き上げられるのですか?**

平成26年度から全国的に、年間千円引き上げられます。なお、引き上げによる增收分は県、市町村が実施する防災費用に充てられます。実施期間は平成26年度から平成35年度までの10年間です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

